

令和6年4月1日

令和6年能登半島地震による固定資産税・都市計画税の  
申告・納付等の期限延長について(お知らせ)

三重県 松阪市

令和6年能登半島地震により被害を受けられた皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

この文書は、令和6年1月1日時点で松阪市内に土地・家屋・償却資産を所有する指定地域(石川県・富山県)内納税義務者等の皆様にお送りしています。

令和6年能登半島地震の発生を受け、本市では指定地域の市税に関する申告または納付などの期限が一括して延長となりました。

このため、同封の納税通知書に記載の納期限も延長となります。現時点では延長後の納期限は決定していませんので、決定次第ご案内いたします(納付済の方を除く)。

※納付書で納付の方 … 納付書に記載されている納期限を過ぎますと、同封の納付書でお支払いいただけない場合がございます。記載の納期限を過ぎてからお支払いいただく場合は、収納課までご連絡をお願いします。

※口座振替で納付の方 … 記載の納期限のとおり振替を行います。口座振替の停止を希望される場合は、土日祝を除く納期限の3営業日前までに、収納課までご連絡をお願いします。

【お問い合わせ先】

〒515-8515 三重県松阪市殿町1340番地1

松阪市役所 総務部

資産税課 0598-53-4033 (課税に関すること)

収納課 0598-53-4021 (納付や口座振替に関すること)